

第4章 ISSF 競技者資格ならびにスポンサーシップルール

p. 13 4.4.2.2 目かくし板へのメーカー識別表示は許されない。

4.4.2.2 目かくし板の表面および裏面へのメーカー識別表示は許されない。

p. 18 表1 目かくし板

表1 目かくし板の表面および裏面

第5章 アンチドーピングルール

p. 40 5.5.3.1 禁止物質や禁止方法の使用が必要とされる症状となった射手は、TUE（治療目的使用に係る除外措置）を取得しなければならない。ISSF大会に参加する射手は、検査対象者登録リストに掲載されているかどうかにかかわらず、大会に参加する21日前までにTUEを申請すべきである。TUEを申請する射手には、同時に、居場所を提出することを推奨する。上記の例外は、7.13のTUEに関する国際基準に従って、喘息やその類似症状の治療として、糖質コルチコイドやホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンの吸入使用をしている、検査対象者登録リストに載っていない、射手は、ISSFが指定していない限り、国際大会の参加に先立ってTUEは必要とされないというものだけである。そのかわりに、必要とあらば、そのような射手は、TUEの国際基準の7.13に従い、大会後に遡及的TUEを申請することができる。

5.5.3.1 禁止物質や禁止方法の使用が必要とされる症状となった射手は、TUE（治療目的使用に係る除外措置）を取得しなければならない。禁止リストにある禁止されていない物質や方法についても、それらを使用している射手は使用の申告を要求される。TUEを申請するおよび使用の申告をする射手には、同時に、ADAMSを通じて、居場所を提出することを推奨する。TUE申請手続きおよび認定、非認定手続きはTUEの国際基準の申請規定により常に管理されている。ISSF大会に参加する射手は、検査対象者登録リストに掲載されているかどうかにかかわらず、大会に参加する30日前までにTUEを申請すべきである。しかしながら、申請できるならば、射手はTUEの国際基準の申請規定に従い、遡及的TUEを申請することができる。

p. 44 5.6.4.3.1 ISSFやISSF加盟競技団体から2回の公式文書警告を受け取った後、ISSF検査対象者登録リストの射手が12ヶ月に渡って、要求された時期に居場所情報を提供できなかった場合、5.3.4によるアンチドーピングルール違反を犯したものとみなされる。

5.6.4.3.1 ISSFやISSF加盟競技団体から2回の公式文書警告を受け取った後、ISSF検査対象者登録リストの射手が18ヶ月に渡って、要求された時期に居場所情報を提供できなかった場合、5.3.4によるアンチドーピングルール違反を犯したものとみなされる。

- p. 48 5.8.1.4 以下の状況の場合、
 (a) 違反が疑われるような分析報告が、糖質コルチコイド、ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロール、テルブタリンに関してであり、
 (b) 疑惑の検体がISSF検査対象者登録リストに掲載されていない選手から、TUEの国際基準7.13およびこのアンチドーピングルール5.8.1.2.1により前もっての喘息治療のTUEを要求されない状況での国際大会の参加中に提供されたものであるなら、ISSFアンチドーピング委員会に照会する事態となる前に、選手にはTUEの国際基準の7.13に従って遡及的TUEをTUE委員会に申請する機会が与えられる。請求の結果はISSFおよびISSFアンチドーピング委員会に違反が疑われるような分析報告の検討の考察のために転送される。
- p. 53 5.9.1.1 ISSFの検査またはISSF大会での検査に関して、5.8で述べられている結果管理過程を実施していく際に、このアンチドーピングルールに対する違反が明らかになったときには、ISSF調査委員会が開設される。
- 5.9.1.2 この委員会は次の者で構成される。
- 5.9.1.2.1 ISSF医事委員会委員長またはその代理。
- 5.9.1.2.2 ISSF医事委員会委員長より任命を受けた医師1名。

- 5.9.1.2.3 ISSF会長より任命をうけた管理理事会の中の理事1名。
- 5.8.1.4 次の時、
(a) 緊急処置または急性の症状に対する処置の必要があったか、
(b) 例外的な状況のため、ドーピング検査前に申請者が申請を提出する、またはTUE委員会が申請を検討する時間または機会が不十分であった。
その時は、違反が疑われるような分析報告がISSFアンチドーピング委員会に照会される前に、選手にはTUEの国際基準に従って遡及的TUEをTUE委員会に申請する機会が与えられる。請求の結果はISSFおよびISSFアンチドーピング委員会に違反が疑われるような分析報告の検討の考察のために転送される。
- 5.9.1.1 ISSF大会でのISSFの検査に関して、5.8で述べられている結果管理過程を実施していく際に、このアンチドーピングルールに対する違反が明らかになったときには、聴聞会のためのISSF執行委員会から任命された調査委員会が開設される。
- 5.9.1.2 アンチドーピング調査委員会は独立かつ公平なものとなる。
- 5.9.1.2.1 <削除>
- 5.9.1.2.2 <削除>

2010 ISSFルール改正

旧

新

5.9.1.2.3 <削除>

5.9.1.2.4 1名以上の弁護士。

5.9.1.3 3名の委員は、当該射手または射手支援要員と同じ国の者であってはならない。

5.9.2 ドーピングの違反の性質、状況および重大性を判断する目的のために、調査委員会は、射手または射手支援要員に自身の見解を提出する機会を与えねばならない。提出の方法は次のどちらかを選ぶことができる。

5.9.2.1 委員会で、または見解を聞くために任命された委員の一人に口頭で。

5.9.2.2 文書で。

5.9.3 射手または射手支援要員は、この件に関して助けとなると考える証拠を提出することができる。

5.9.3.1 射手または射手支援要員は自身が選んだ人や特に禁止物質を含んだ薬を投薬処方した医者や通訳による同伴や援助を受けることができる。

5.9.4 調査(または文書交換)の終了にあたり、委員会は次の事項を行わなければならない。

5.9.4.1 検査の実施と検体の分析は正しく行われたことを納得できるようにしなければならない。

5.9.1.2.4 <削除>

5.9.1.3 調査委員会の委員は、当該射手またはその他の人と同じ国の者であってはならない。5.9.2 ドーピングの違反の性質、状況および重大性を判断する目的のために、調査委員会は、射手またはその他の人に自身の見解を提出する機会を与えねばならない。提出の方法は次のどちらかである。5.9.2.1 口頭で、または5.9.2.2 文書での証言による。5.9.3 射手またはその他の人は聴聞を受ける権利を持ち、また自身の費用によって代理人を立てる権利も持つ。5.9.3.1 射手またはその他の人は自身の弁護の助けとなる、専門家の証言や陳述を含め、証拠を提出できる。また、適切であるなら、通訳を同行させることができる。5.9.4 調査委員会の聴聞会の結論には次の事が満たされていないなければならない。5.9.4.1 アンチドーピングルール違反の認定と処分の基となる検査の国際基準や分析機関の国際基準からの逸脱がないこと。

p. 54	5.9.4.2	この件に関するすべての状況について十分な情報が得られたことを納得できるようにしなければならない。そうでない場合、より以上の情報を求めなければならない。	5.9.4.2	<u>文書による決定理由書を提出できるように、この件に関するすべての状況について十分な情報が得られること。</u>
	5.9.4.3	適切な時期に文書による決定理由書を提出し、その決定を射手またはその他の人、関係加盟競技団体およびWADAに通知しなければならない。特に、その決定は、資格停止期間を科すことが妥当であると納得させうるものでなければならない。	5.9.4.3	<削除>
	<挿入>		5.9.5	アンチドーピング調査委員会は執行委員会を代表して適切な時期に文書による決定理由書を提出する。
	<挿入>		5.9.5.1	調査委員会の決定は、射手またはその他の人、関係国の連盟およびWADAに通達されなければならない。
	5.9.5	射手やその他の人は聴聞に先立って、アンチドーピングルール違反の承認やISSFによって提案される5.10や5.11に合致した結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは射手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたというISSFの主張に対して、5.8.1.6に記述されるように10日間以内に、異議を申し立てなかったことにより放棄される。聴聞会が開られない場合、ISSFはその射手やその他の人に対し文書による措置の説明をした決定理由書を提示する。	<u>5.9.6</u>	<u>射手やその他の人は聴聞に先立って、アンチドーピングルール違反の承認や執行委員会を代表するアンチドーピングISSF調査委員会によって決定される5.10や5.11の結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは射手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたというISSFの主張に対して10日間以内に、異議を申し立てなかったことにより放棄される。</u>

<挿入>

- 5.9.5.1 ISSFは審議中の事例の状況と聴聞会の結果をすべてWADAに逐次通知する。
- 5.9.6 **国内大会に関わる聴聞会**
- 5.9.6.1 国内大会で実施された検査に関して、結果管理過程を実施していく際に、ISSFアンチドーピングルールに対する違反が明らかになったときには、その射手またはその他の人を含めて、その射手またはその他の人の所属する加盟競技団体の懲罰委員会が開かれる前に、このルールに対する違反が起こったかどうか、また、そうであるなら、アンチドーピングルールに従って、適切な結果と制裁を科するかどうかを裁定する聴聞会が行われる。この決定は資格停止期間の説明を含む文書での理由説明書として行われる。
- 5.9.6.2 国内レベルの聴聞会では自然正義の原理とすべての事例で結果管理過程の完了から3ヶ月間以内に迅速に完了するということは保証される。聴聞会の完了が3ヶ月間を超えた場合、ISSFは、ISSF理事会が制裁の決定をする前に、直接取扱う事例として選ぶことができる。そうなった場合、経費はその加盟競技団体が負担する。

- 5.9.6.1 5.9.6により、聴聞会が開られない場合、ISSF調査委員会は文書による措置の説明をした決定理由書を提出し、その射手またはその他の人、関係国の連盟およびWADAにその決定を通達すべきである。
- 5.9.6.2 ISSFは審議中の事例の状況と聴聞会の結果をすべてWADAに逐次通知する。
- 5.9.7 **国内大会に関わる聴聞会**
- 5.9.7.1 国内大会で実施された検査に関して、結果管理過程を実施していく際に、ISSFアンチドーピングルールに対する違反が明らかになったときには、その射手またはその他の人を含めて、その射手またはその他の人の所属する加盟競技団体の懲罰委員会が開かれる前に、このルールに対する違反が起こったかどうか、また、そうであるなら、アンチドーピングルールに従って、適切な結果と制裁を科するかどうかを裁定する聴聞会が行われる。この決定は資格停止期間の説明を含む文書での理由説明書として行われる。
- 5.9.7.2 国内レベルの聴聞会では自然正義の原理とすべての事例で結果管理過程の完了から3ヶ月間以内に迅速に完了するということは保証される。聴聞会の完了が3ヶ月間を超えた場合、ISSFは、ISSF理事会が制裁の決定をする前に、直接取扱う事例として選ぶことができる。そうなった場合、経費はその加盟競技団体が負担する。

- p. 55 5.9.6.3 射手やその他の人は聴聞に先立って、ISSFアンチドーピングルール違反の承認や加盟競技団体によって提案される5.10や5.11に合致したものとほぼ同じ結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは射手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたという加盟競技団体の主張に対して、5.8.1.6に記述されるように10日間以内に、異議を申し立てなかったことにより放棄される。聴聞会が開られない場合、加盟競技団体は、その射手やその他の人に対し、5.14.3.1にあるように、このルールに基づき資格停止期間を科すか、委託資格停止期間を短縮した説明を含む文書による決定理由書を提示する。
- 5.9.6.4 国内レベルの聴聞会で提案された裁定は、5.16に従い、ISSF調査委員会およびISSF管理理事会により、再検討される。
- 5.9.6.5 国内レベルの聴聞会で提案された裁定は、ISSFやWADAのそれぞれのルールに従って、ISSFやWADAによって不服申し立てできる。
- 5.10 **個人成績の自動的失効**
競技会検査におけるアンチドーピングルール違反により、その大会における成績は、その結果として獲得したメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含め、自動的に失効する。

- 5.9.7.3 射手やその他の人は聴聞に先立って、ISSFアンチドーピングルール違反の承認や加盟競技団体によって提案される5.10や5.11に合致したものとほぼ同じ結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは射手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたという加盟競技団体の主張に対して、5.8.1.6に記述されるように10日間以内に、異議を申し立てなかったことにより放棄される。聴聞会が開られない場合、加盟競技団体は、その射手やその他の人に対し、5.14.3.1にあるように、このルールに基づき資格停止期間を科すか、委託資格停止期間を短縮した説明を含む文書による決定理由書を提示する。
- 5.9.7.4 国内レベルの聴聞会で提案された裁定は、5.16に従い、ISSF調査委員会およびISSF管理理事会により、再検討される。
- 5.9.7.5 国内レベルの聴聞会で提案された裁定は、ISSFやWADAのそれぞれのルールに従って、ISSFやWADAによって不服申し立てできる。
- 5.10 **個人成績の自動的失効**

	<挿入>	5.11.1.1		<u>5.10.1</u>	大会期間中やその大会に関連してアンチドーピングルール違反が発生した場合、その大会において得られたすべての個人成績は、獲得したすべてのメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含め、失効する。ただし、 <u>5.10.2</u> にあるものは除かれる。
	<挿入>	5.11.1.3		<u>5.10.2</u>	射手がその違反に対して過誤や過失がないことを証明した場合、アンチドーピングルール違反を起こした競技会以外の競技会におけるその射手の個人成績は失効しないものとするが、アンチドーピングルール違反が発生した競技会以外の競技会におけるその射手の成績が、そのアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合はその限りでない。
	5.11.1	アンチドーピングルール違反が発生した競技会における成績の失効		5.11.1	<u>禁止物質および禁止方法による資格停止</u>
	5.11.1.1	大会期間中やその大会に関連してアンチドーピングルール違反が発生した場合、その大会において得られたすべての個人成績は、獲得したすべてのメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含め、失効する。ただし、5.11.1.3にあるものは除かれる。		5.11.1.1	<削除> (5.10.1に)
p. 56	5.11.1.2	調査の結論をふまえ、調査委員会は、制裁を決定する理事会に勧告を行わなければならない。		5.11.1.2	<削除>

- 5.11.1.3 射手がその違反に対して過誤や過失がないことを証明した場合、アンチドーピングルール違反を起こした競技会以外の競技会におけるその射手の個人成績は失効しないものとするが、アンチドーピングルール違反が発生した競技会以外の競技会におけるその射手の成績が、そのアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合はその限りでない。
- 5.11.2 **禁止物質および禁止方法による資格停止**
5.3.1（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカが存在すること）、5.3.2（禁止物質または禁止方法を使用またはその使用を企てること）および 5.3.3（禁止物質または禁止方法を保有すること）の違反に対して科される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、5.11.4 および 5.11.5 に定められている資格停止期間の取消し、または短縮の要件に該当する場合、または 5.11.6 に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。
- 5.11.2.1 **最初の違反**: 2年間の資格停止

- 5.11.1.3 <削除> (5.10.2に)
- 5.11.2 5.3.1（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカが存在すること）、5.3.2（禁止物質または禁止方法を使用またはその使用を企てること）および 5.3.3（禁止物質または禁止方法を保有すること）の違反に対して科される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、5.11.4 および 5.11.5 に定められている資格停止期間の取消し、または短縮の要件に該当する場合、または 5.11.6 に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。
- 5.11.2.1 **最初の違反**: 2年間

p. 66 5.11.8.1 その資格停止の残存期間中に、射手に対しては、各検査の間隔が少なくとも3ヶ月以上の、2回以上の検査が実施されなければならない。加盟競技団体は必要な検査を実施する責任を負うが、その要求を満たすために、他のアンチドーピング機関による検査を使用してもよい。それに加えて、射手は、資格停止期間の終了直前に、ISSFによる、競技会外検査で禁止されている禁止物質および禁止方法に関する検査を受けなければならない。資格停止期間が終了し、かつ、その射手が資格回復の要件を満たしていれば、射手は自動的に資格は回復され、射手や射手の所属する加盟競技団体による申請は必要としない。

p. 74 5.21.3 最初のISSFアンチドーピングルールは1982年10月30日にベネゼイラのカラカスで行われたUIT（ISSF）の通常総会において承認され、1996年4月22日にアメリカ合衆国のアトランタで開かれた管理理事会での改正、2000年3月21日にオーストラリアのシドニーで開かれた管理理事会での改正、2001年7月17日にエジプトのカイロで開かれた管理理事会での改正、2001年6月17日にドイツのミュンヘンでの満場一致の郵便投票による改正を経て、2003年11月7日の郵便投票によって改正され、2004年1月1日より有効となり、2007年1月25日に郵便投票によって改正され、即時有効となった。

5.11.8.1 その資格停止の残存期間中に、射手に対しては、各検査の間隔が少なくとも3ヶ月以上の、2回以上の検査が実施されなければならない。加盟競技団体は必要な検査を実施する責任を負うが、その要求を満たすために、他のアンチドーピング機関による検査を使用してもよい。それらの検査結果はISSFに報告されなければならない。資格停止期間が終了し、かつ、その射手が資格回復の要件を満たしていれば、射手は自動的に資格は回復され、射手や射手の所属する加盟競技団体による申請は必要としない。

5.21.3 最初のISSFアンチドーピングルールは1982年10月30日にベネゼイラのカラカスで行われたUIT（ISSF）の通常総会において承認され、1996年4月22日にアメリカ合衆国のアトランタで開かれた管理理事会での改正、2000年3月21日にオーストラリアのシドニーで開かれた管理理事会での改正、2001年7月17日にエジプトのカイロで開かれた管理理事会での改正、2001年6月17日にドイツのミュンヘンでの満場一致の郵便投票による改正を経て、2003年11月7日の郵便投票によって改正され、2004年1月1日より有効となり、2007年1月25日に郵便投票によって改正され、即時有効となり、2009年12月19日に郵便投票によって改正され、即時有効となった。

p. 75 5. 22. 8 コードとISSFの採用するルールとの間で不一致の生じた場合、コードが優先される。

5. 22. 8 コードとISSFアンチドーピングルールとの間で不一致の生じた場合、コードが優先される。コードやその国際基準に対するWADAによる修正条項は自動的に有効となり、またISSFアンチドーピングルールにも適用されるべきである。

第6章 テクニカルルール (TR)

p. 92 <挿入> 6. 10. 2. 1

6. 1. 4

ルールの理解

すべての射手、チームリーダーおよび役員はISSFルールを熟知し、ルールの効力を保証しなければならない。ルールに従うのは射手の責任である。

6. 1. 4 右射手に適用されるルールは、左射手の場合、その逆が適用される。

6. 1. 4. 1

右射手に適用されるルールは、左射手の場合、その逆が適用される。

6. 1. 4. 1 男子種目または女子種目に特に適用されるルールの他は、双方に同等に適用されなければならない。

6. 1. 4. 2

男子種目または女子種目に特に適用されるルールの他は、双方に同等に適用されなければならない。

p. 108 6. 3. 4. 1 **50m射場のバックングターゲット (副的)**
誤射の識別のため、標的の後方でできれば0.5m～1mの位置に設置されたバックングターゲットを使用しなければならない。標的とバックングターゲットとの距離は正確に測定され、記録されるべきである。この距離は可能な限り全標的と同じであるべきである。

6. 3. 4. 1

50mおよび300m射場のバックングターゲット (副的)

誤射の識別のため、標的の後方でできれば0.5m～1mの位置に設置されたバックングターゲットを使用しなければならない。標的とバックングターゲットとの距離は正確に測定され、記録されるべきである。この距離は可能な限り全標的と同じであるべきである。

- p. 110 6.3.4.4 **バックアップカード 10m、50m、300m
電子標的**
標的の背面にはバックアップカードが装着されていなければならない。コントロールシートが使用されていない場合、バックアップカードは各射群ごと、50m 3×40種目では各姿勢ごとに新しいものに交換されなければならない(10mで黒色ロール紙を使用している場合を除く)。
- p. 115 6.3.8.4 射撃線は明瞭に示されていなければならない。射距離は標的線から射撃線の射手側の端までの距離が計測されなければならない。射撃線として(卓・机)を使用することは許可されない。
- p. 122 6.3.16.10.3 25mピストルと25mセンターファイアピストルの速射ステージ:
1発ごとに、3秒間正面を向き、次の7秒間(±1秒)側面を向く。
- p. 129 6.5.4.9.1 後半の30発のステージは、すべての射手が前半の30発のステージを完了した後、開始されなければならない。参加者数がすべての射群の射座を満杯にするには足りない場合、最終射群の射座を空けて調整しなければならない。

- p. 132 6.6.2.3 ジュリーは銃器、用具、付属品の検査を監督し、たえず射手の射撃姿勢を観察しなければならない。
- 6.3.4.4 **バックアップカード 10m、50m、300m
電子標的**
標的の背面にはバックアップカードが装着されていなければならない。コントロールシートが使用されていない場合、バックアップカードは各射群ごと、50m および300m 3×40種目では各姿勢ごとに新しいものに交換され、回収されなければならない(10mで黒色ロール紙を使用している場合を除く)。
- 6.3.8.4 射撃線は明瞭に示されていなければならない。射距離は標的線から射撃線の射手側の端までの距離が計測されなければならない。射撃線として(卓・机)を使用することは許可されない。競技者の足、または伏射姿勢では競技者の肘を、射撃線に置いたり、または射撃線を越えた標的側に置くことはできない。
- 6.3.16.10.3 25mピストルと25mセンターファイアピストルの速射ステージ:
1発ごとに、3秒間正面を向き、次の7秒間(±0.1秒)側面を向く。
- 6.5.4.9.1 後半の30発のステージは、すべての射手が前半の30発のステージを完了した後、開始されなければならない。参加者数がすべての射群の射座を満杯にするには足りない場合、第1ステージの最終射群の射座を空けて調整し、種目が2日間以上に渡る場合は第2ステージの最終射群の射座を空けて調整しななければならない。

- | | | | | |
|--------|------------|---|------------|---|
| | 6.6.2.3 | ジュリーは銃器、用具、付属品の検査を監督し、 <u>（用具検査室にて）</u> 、たえず射手の射撃姿勢および用具を観察しなければならない。 | | |
| p. 145 | 6.8.15 | 不規則弾痕、誤射、ペナルティ、標的枠外弾痕（0点）、故障、時間延長、再射、無効弾などは、審査室で慎重に取り扱われるよう、射場役員やジュリーによって、すべて射場事故報告書（様式はテクニカルルールの末尾に掲載）、個票、プリンター用紙、標的（紙標的の場合）、得点票（紙標的の場合）に明確に印を付け、記録されなければならない。 | 6.8.15 | 不規則弾痕、誤射、ペナルティ、標的枠外弾痕（0点）、故障、時間延長、再射弾や再射シリーズ、無効弾などは、審査室で慎重に取り扱われるよう、射場役員やジュリーによって、すべて射場事故報告書（様式はテクニカルルールの末尾に掲載）、個票、プリンター用紙、標的（紙標的の場合）、得点票（紙標的の場合）に明確に印を付け、記録されなければならない。 |
| p. 148 | 6.10.2.1 | ルールの理解
すべての射手、チームリーダーおよび役員はISSFルールを熟知し、ルールの効力を保証しなければならない。ルールに従うのは射手の責任である。 | 6.10.2.1 | <削除> (6.1.4に) |
| p. 150 | 6.10.6.3.1 | ファイナルでの失格については、射手はそのファイナルの最下位となるが、本選における得点は保証される。 | 6.10.6.3.1 | ファイナルでの失格については、射手はそのファイナルの最下位となるが、本選における得点は <u>ファイナル前のシュートオフを含め</u> 保証される。 |
| p. 156 | 6.11.5.2 | 射撃が5分以上中断させられた場合、または射座を移動させられた場合、射手は中断した時間に5分間加算された延長時間を加えた残り時間の初めに1枚の試射的に対して弾数無制限の試射をすることができる。新しい試射的の挿入ができない自動標的交換機が使用されている場合、その試射は次の未使用の本射的に行われるべきである。その次の本射的に射場役員またはジュリーの指示に基づき2発の本射弾が撃ち込まれるべきである。射場役員またはジュリーは個票および射場事故報告書にこのことの完全な説明が記録されていることを確認しなければならない。 | 6.11.5.2 | 射撃が5分以上中断させられた場合、または射座を移動させられた場合、射手は中断した時間に5分間加算された延長時間を加えた残り時間の初めに1枚の試射的に対して弾数無制限の試射をすることができる。新しい試射的の挿入ができない自動標的交換機が使用されている場合、その試射は次の未使用の本射的に行われるべきである。その次の本射的に射場役員またはジュリーの指示に基づき <u>残りの本射弾が撃ち込まれるべきである。射場役員またはジュリーは射場事故報告書と使われているならば記点係の個票に</u> このことの完全な説明が記録されていることを確認しなければならない。 |

p. 161	6. 13	電子標的の故障－10mおよび50m	6. 13	電子標的の故障－10m、50mおよび300m
p. 162	6. 13. 3	10mおよび50m種目で1個の電子標的が故障した場合の手順	6. 13. 3	10m、50mおよび300m種目で1個の電子標的が故障した場合の手順
	6. 13. 3. 1	電子標的が5分間以内に修理できない場合、射手は予備射座に移動し、射撃の準備が整った時点で、その射手の残り競技時間に5分間が追加される。射手には弾数無制限の試射が許される。	6. 13. 3. 1	電子標的が5分間以内に修理できない場合、射手は予備射座に移動し、射撃の準備が整った時点で、その射手の残り競技時間に5分間が追加される。射手には弾数無制限の試射が <u>残りの本射弾を撃つ前に</u> 許される。
p. 166	6. 14. 6. 2	同点の射手は、ジュリーの監督下における抽選により、隣接している射座が割り当てられる。	6. 14. 6. 2	同点の射手は、 <u>X圏（インナーテン）を使ったランキングに従って、左側から順に</u> 射座が割り当てられる。
p. 167	6. 14. 6. 4	10mおよび50m種目 では、シュートオフは5分間の準備および試射時間の後、ファイナルで行う姿勢による制限時間1発75秒（伏射は45秒）の号令による射撃（ファイナルと同様）5発（小数点採点）で行われる。シュートオフを終了した時点で同点の場合、1発競射を均衡が破られるまで行う。	6. 14. 6. 4	10mおよび50m種目 では、シュートオフは5分間の準備および試射時間が <u>与えられた</u> 後、ファイナルで行う姿勢による制限時間1発75秒（伏射は45秒）の号令による射撃（ファイナルと同様）5発（小数点採点）で行われる。シュートオフを終了した時点で同点の場合、1発競射を均衡が破られるまで行う。
	6. 14. 6. 5	すべての25m種目のシュートオフルール 同点の射手は、ジュリーの抽選によって、本選を行った射場で、新しい射座を割り当てられる。もし使用できる射座数より多くの射手がいるならば、射撃順序も抽選によって決められる。	6. 14. 6. 5	すべての25m種目のシュートオフルール（全體的） 同点の射手は、ジュリーの抽選によって、本選を行った射場で、新しい射座を割り当てられる。もし使用できる射座数より多くの射手がいるならば、射撃順序も抽選によって決められる。

p. 169 6. 15. 4. 2. 1 射手が表示された得点に対して抗議する場合、その抗議が次弾または次シリーズの発射前か、最終弾の場合、その発射後3分以内であれば受理される（ロール紙またはゴムバンドの送り不良の場合を除く）。

p. 170 6. 15. 4. 2. 3 0点表示または表示なし以外の得点に関する抗議が認められなかった場合、2点の減点が与えられ、抗議料が支払われなければならない。

p. 173 6. 16. 4. 3. 5 エアガンの圧縮ガス（空気）の放出は許されない。2点が減点される。

p. 175 6. 16. 4. 5. 3. 6 “STOP”の号令のあとから次の“LOAD”の号令までの間、照準練習は許される。空撃ちは禁止される。

<挿入>

p. 176 6. 16. 5 **25mピストル種目**

種目	男子/女子	射撃時間/シリーズ
25mピストル	女子	速射ステージ 4シリーズ
25mラピッドファイアピストル	男子	4秒射 4シリーズ

6. 15. 4. 2. 1 射手が表示された得点に対して抗議する場合、その抗議が次弾または25m種目の場合次シリーズの発射前か、最終弾の場合、その発射後3分以内であれば受理される（ロール紙またはゴムバンドの送り不良または他の標的の故障による場合を除く）。

6. 15. 4. 2. 3 0点表示または表示なし以外の得点に関する抗議が認められなかった場合、2点の減点が抗議にかかる得点に与えられ、抗議料が支払われなければならない。

6. 16. 4. 3. 5 エアガンの圧縮ガス（空気）の放出は許されない。2点がファイナルの本射1発目から減点される。

6. 16. 4. 5. 3. 6 照準練習は許される。

6. 16. 4. 5. 3. 7 試射時間後の空撃ちは禁止され、1回につき2点の減点がファイナルの本射1発目に科せられる。

6. 16. 5 **25mピストル種目**

コントロールシートまたはバックアップカードとバックアップターゲット（副的）はシリーズまたは射群中は交換または治痕はしない。

種目	男子/女子	射撃時間/シリーズ
25mピストル	女子	速射ステージ 4シリーズ
25mラピッドファイアピストル	男子	4秒射 4シリーズ

p. 180 6.16.6.5.4 同点の場合、すべての同点射手の順位は同点の順位決定のルールにより順位が決められる。ファイナルの結果は最終シリーズの小計としてみなされる。

6.16.6.5.4 同点の場合、すべての同点射手の順位は同点の順位決定のルールにより順位が決められる。もしそれでも同点が残った場合、その同点を解消するためにファイナルの結果の良し悪しを用いる。

6.20 索引

p. 185	23 行目	25m種目一採点手順—ジュリーの監督	6.9.1.2.1
p. 186	23 行目	START前の発射	6.11.2.2.2、6.11.2.3.2
	27 行目後	<挿入>	
	28 行目	X圏（インナーテン）—エアライフル	6.8.14.1
p. 187	3 行目後	<挿入>	
	17 行目	紙標的—標的操作	6.11.1.1
p. 189	3 行目	誤射—試射を他の射手の試射的に撃った場合	6.11.8.2.1
	4 行目	誤射—試射を他の射手の本射的に撃った場合	6.11.8.2
	最終行に	<挿入>	
p. 191	29 行目	女子種目	6.1.4.1
p. 192	8 行目	世界記録：公認—タイ記録—新記録	6.17.1
	30 行目	男子種目	6.1.4.1
p. 193	9 行目	電子標的（EST）	6.3.1.8
	25 行目	得点圏	6.3.1.7
	42 行目	左利き	6.1.4
p. 194	4 行目	標的—水平方向の許容差	6.3.10、6.3.11
p. 195	15 行目	ファイナル—すべてのファイナル標的の故障	6.16.6.5
	31 行目	ファイナル—ファイナルにおける抗議	6.16.4.5.3.2
	32 行目	ファイナル—ファイナルにおける抗議—裁定	6.16.6.6.3
p. 196	9 行目	右利き	6.1.4
	13 行目	メインスコアボード	6.8.1
p. 197	2 行目	ルールの理解	6.10.2.1

		25m種目一採点手順—ジュリーの監督	<u>6.9.1.2</u>
		<削除>	
		<u>X圏（インナーテン）—エアピストル</u>	<u>6.3.2.8.4.2</u>
		<u>X圏（インナーテン）—エアライフル</u>	<u>6.3.2.8.4.1</u>
		<u>屋内射場の照度測定</u>	<u>6.3.17.4</u>
		紙標的—標的操作	<u>6.11.1</u>
		誤射—試射を他の射手の試射的に撃った場合	<u>6.11.8.2</u>
		誤射—試射を他の射手の本射的に撃った場合	<u>6.11.8.1.1</u>
		<u>射座の水平方向の許容差</u>	<u>6.3.11</u>
		女子種目	<u>6.1.4.2</u>
		<削除>	
		男子種目	<u>6.1.4.2</u>
		電子標的（EST）	<u>6.3.1.7</u>
		得点圏	<u>6.3.1.6</u>
		左利き	<u>6.1.4.1</u>
		標的—水平方向の許容差	<u>6.3.10</u>
		ファイナル—すべてのファイナル標的の故障	<u>6.16.6.5.1</u>
		ファイナル—ファイナルにおける抗議	<u>6.16.7</u>
		ファイナル—ファイナルにおける抗議—裁定	<u>6.16.7.2</u>
		右利き	<u>6.1.4.1</u>
		メインスコアボード	<u>6.8.1.1</u>
		ルールの理解	<u>6.1.4</u>

2010 ISSFルール改正 旧
第6章 テクニカルルール（TR）国内適用規定

新

p. 218 25mラピッドファイアピストル（男子）故障採点計算票
（票中説明）

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、実発射弾には“0”を記入(8.8.4.5.2.1.2)

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM 0”、未発射弾—各標的で両シリーズにおいて得点圏外または未発射の場合—には“0”を記入

p. 219 25mピストル（女子）精密／速射ステージ故障採点計算票
（票中説明）

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、実発射弾には“0”を記入(8.8.4.5.2.2.3)

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、未発射弾には“0”を記入

p. 220 25mセンターファイアピストル精密／速射ステージ故障採点計算票
（票中説明）

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、実発射弾には“0”を記入(8.8.4.5.2.2.3)

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、未発射弾には“0”を記入

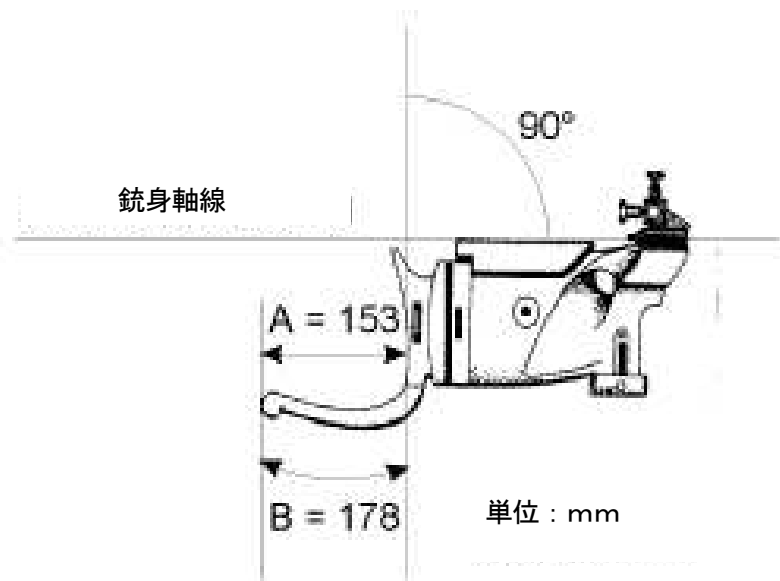
p. 221 25mスタンダードピストル（男子）故障採点計算票
（票中説明）

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM”、実発射弾には“0”を記入(8.8.4.5.2.1.6)

許容できる故障には“AM”、許容できない故障には“NAM 0”、未発射弾—両シリーズにおいて得点圏外または未発射(弾数分)の場合—には“0”を記入

第7章 ライフルルール (RR)

p. 248 7.4.3.2

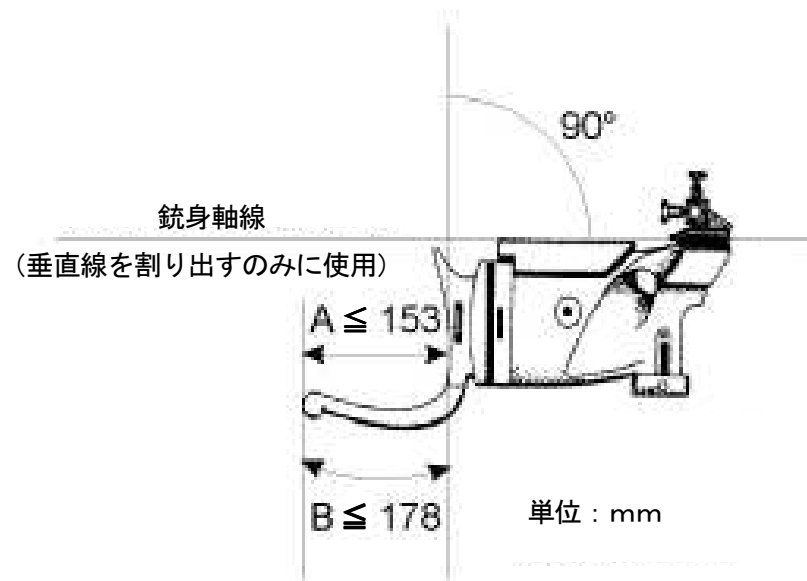


p. 253 7.4.6.4.1.2 厚さの表

p. 255 7.4.7.6 ベルクロ (マジックテープ)、粘着性のある物質、液体またはスプレー等をジャケット、当て物、靴、床、用具の外側や内側に付けることはできない。1回目の反則に対しては2点の減点が科せられるが、更なる違反には失格が科せられる場合もある。ジャケットの生地をざらざらにすることは許される。

7.4.3.2

<図の変更>



7.4.6.4.1.1 厚さの表

7.4.7.6 ベルクロ (マジックテープ)、粘着性のある物質、液体またはスプレー等をジャケット、当て物、靴、床、用具の外側や内側に付けることはできない。ジャケットの生地をざらざらにすることは許される。罰則はルールに従って科せられる。

p. 257 7.4.7.8.1 射撃ズボンの厚さは、どの平らな面で測定しても、裏地を含めて、一重で2.5mm、二重で5mmを超えてはならない。射撃ズボン着用の際、上端が骨盤の頂点より50mmを超えて高くなってはならない。ズボンの脚部またはお尻の周囲を締め付けるようなひも、ジッパー等はすべて禁止される。ズボンを支えるために幅40mm以下、厚さ3mm以内の通常のベルトまたは伸縮するサスペンダーを使用してよい。立射姿勢でベルトを着用する場合はバックルや締め具を左腕や左肘のサポートとして使用してはならない。ベルトは左腕や左肘の下にあたる部分で二重、三重等にしてはならない。ズボンにウエストバンドがある場合、その幅は70mmを超えてはいけない。ウエストバンドの厚さが2.5mmを超える場合はベルトの使用は許されない。ズボン着用の際にベルトを使用しない場合、ウエストバンドの最大の厚さは3.5mmとする。それぞれのベルトループ（ベルトを通す輪）は幅が20mmを超えてはならない。ズボンは、1つのホックで5個以下の留め具または受け金具が5個以下のスナップボタンまたは類似の留め具またはベルクロ（マジックテープ）を使用して閉じてよい。ズボンを閉じる方法は1つの方法のみが許可される。ベルクロ（マジックテープ）と他の方法との併用は禁止する。ズボンは両脚の部分で余裕がなければならない。射撃ズボンを着用しない場合、体のどの部分にも人工的な支えを与えることのない通常のズボンを着用してよい。

p. 262 7.5.1.2.1 射手は射座の床面または敷物の上に両足をつけ、その

他の支えなしに立たなければならない。

7.4.7.8.1 射撃ズボンの厚さは、どの平らな面で測定しても、裏地を含めて、一重で2.5mm、二重で5mmを超えてはならない。射撃ズボン着用の際、上端が骨盤の頂点より50mmを超えて高くなってはならない。ズボンの脚部またはお尻の周囲を締め付けるようなひも、ジッパー等はすべて禁止される。ズボンを支えるために幅40mm以下、厚さ3mm以内の通常のベルトまたは伸縮するサスペンダーを使用してよい。立射姿勢でベルトを着用する場合はバックルや締め具を左腕や左肘のサポートとして使用してはならない。ベルトは左腕や左肘の下にあたる部分で二重、三重等にしてはならない。ズボンにウエストバンドがある場合、その幅は70mmを超えてはいけない。ウエストバンドの厚さが2.5mmを超える場合はベルトの使用は許されない。ズボン着用の際にベルトを使用しない場合、ウエストバンドの最大の厚さは3.5mmとする。それぞれのベルトループ（ベルトを通す輪）は幅が20mmを超えてはならない。ズボンは、1つのホックで5個以下の留め具または受け金具が5個以下のスナップボタンまたは類似の留め具または多層になってないベルクロ（マジックテープ）を使用して閉じてよい。ズボンを閉じる方法は1つの方法のみが許可される。ベルクロ（マジックテープ）と他の方法との併用は禁止する。ズボンは両脚の部分で余裕がなければならない。射撃ズボンを着用しない場合、体のどの部分にも人工的な支えを与えることのない通常のズボンを着用してよい。

7.5.1.2.1 射手は射座の床面または射撃マットの上に両足をつ

け、その他の支えなしに立たなければならない。

p. 263 7.5.1.2.10 右手は左手や左腕と触れてはならない。

7.5.1.2.10 右手は左手、左腕または射撃ジャケットの左袖と触れてはならない。

p. 264 7.5.1.3.14 右手や右腕は左腕、射撃ジャケット、スリングに触れてはならない。

7.5.1.3.14 右手や右腕は左腕、射撃ジャケットの左袖、スリングに触れてはならない。

7.20 索引

p. 270 15行目 厚さ表 7.4.6.4.1.2
 16行目 あて物 7.4.6.4.1.2
 16行目後 <挿入>
 p. 271 12行目 下着 7.4.7.10.2
 13行目 下着の厚み 7.4.7.10.1
 p. 272 2行目後 <挿入>
 31行目 スリング 7.4.1.5
 p. 273 9行目 フォローアップ検査前や検査中の用具への細工 7.4.6.4.2.5

厚さ一表 7.4.6.4.1.1
あて物 7.4.7.8.2.3
あて物一表 7.4.6.4.1.1
 <削除>
 <削除>
ジャケットとズボンの下の着衣 7.4.7.10.1
スリング 7.4.1.4.5
 フォローアップ検査前や検査中の用具への細工 7.4.6.4.2.6

第7章 ライフルルール（RR）国内適用規定

p. 280 表中 10mエアライフル伏射 7.8
 <挿入>

10mエアライフル伏射 女子 40 7.8
 監的または標的キャリアの場合の競技時間 55分
 その他の場合の競技時間（電子標的他） 55分

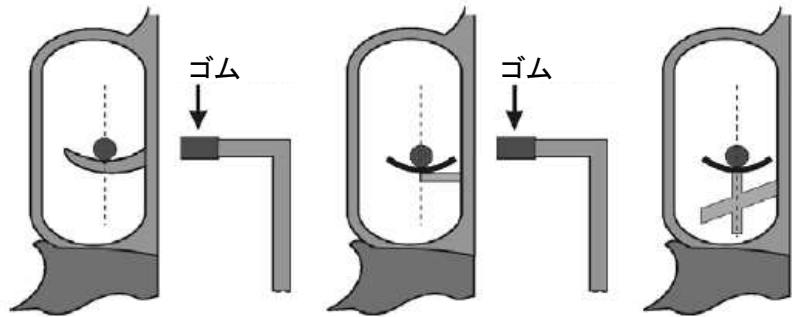
第8章 ピistolルール（PR）

旧

金属：ナイフの刃



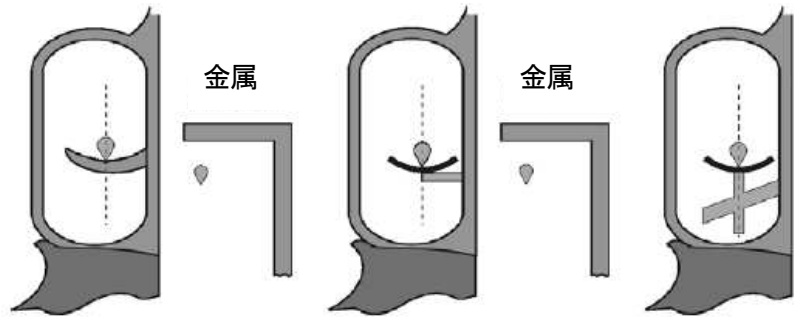
ゴム



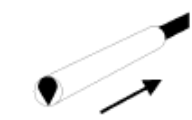
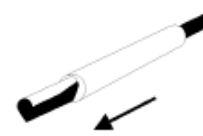
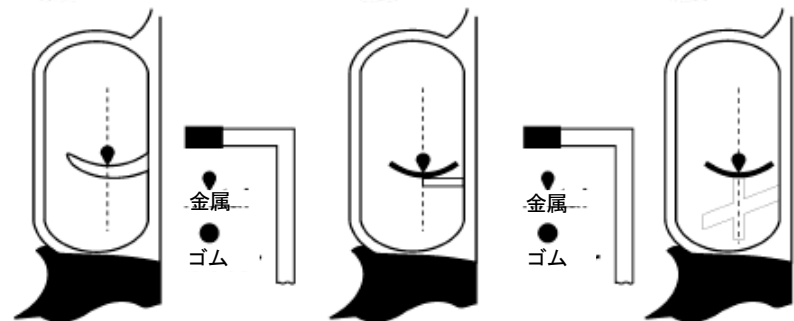
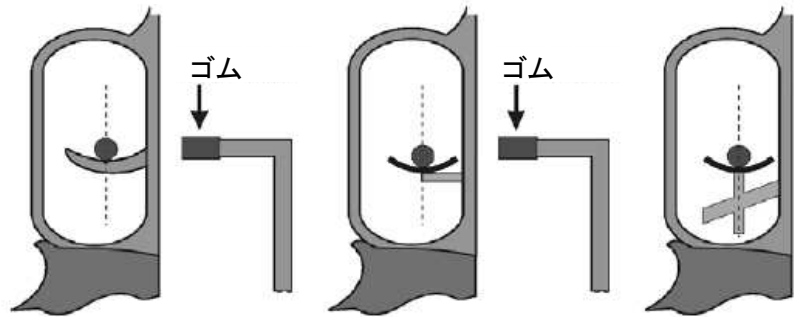
新

8.4.1.6 <図の変更>

金属：ナイフの刃先形状



ゴム



- 8.4.1.6.1 注意：
引金に当てる部分が金属製でナイフの刃先形状となっているかまたはゴム製の錘を使用しなければならない。その部分が円筒状または丸い形状をしている錘を使用することは許されない。バネや他の装置につながっていない単体の錘を使用しなければならない。
- p. 290 8.4.2 **25mピストルの特別規格**
- p. 296 8.6.4.8.4
- p. 298 8.6.4.4.3.1 各シリーズの中、標的は5回現れるか、または電子標的を使用する場合には、1回ごとに3秒間(+0.2秒~0.0秒)緑ランプが点灯する。標的の隠れている時間、または電子標的使用の場合の赤ランプの点灯している時間は7秒(+0.1秒)でなければならない。標的が現れている間に1発ずつ撃ち込む。
- p. 301 8.6.6.1.1.3 射手が規定された以上の試射弾を撃った場合または射場役員あるいはジュリーによって承認されている以上の試射弾を発射した場合、超過弾1発につき2点の減点が本射の第1シリーズの得点にペナルティとして科せられなければならない。
- p. 302 8.6.6.4 **誤射 (クロスファイア)**

- 8.4.1.6.1 注意：
引金に当てる部分が金属製でナイフの刃先形状となっているかまたはゴム製でナイフの刃先形状もしくは丸い形状の錘を使用しなければならない。ローラーの付いた引き金錘を使用することは許されない。バネや他の装置につながっていない単体の錘を使用しなければならない。
- 8.4.2 **25mピストルの特別規格**
射手は、銃が故障し機能しなくなる以外は、その種目の全てのステージやシリーズで同じ銃を使用しなければならない。
- 8.6.4.3.4 <条文番号訂正>
- 8.6.4.4.3.1 各シリーズの中、標的は5回現れるか、または電子標的を使用する場合には、1回ごとに3秒間(+0.2秒~0.0秒)緑ランプが点灯する。標的の隠れている時間、または電子標的使用の場合の赤ランプの点灯している時間は7秒(±0.1秒)でなければならない。標的が現れている間に1発ずつ撃ち込む。
- 8.6.6.1.1.3 射手が規定された以上の試射弾を撃った場合または射場役員あるいはジュリーによって承認されている以上の試射弾を発射した場合、超過弾1発につき2点の減点が本射の第1シリーズの得点にペナルティとして科せられなければならない。このペナルティは射手が5発を超える弾数を装填したことによる2点の減点に追加して科せられる。
- 8.6.6.4 **試射的への誤射 (クロスファイア)**

- p. 305 8.7 **故障**
- p. 306 8.7.4.3.1.4 薬莢が排出されない場合。
- p. 309 8.7.4.5.2.2.2 完射シリーズの弾はただちに次のシリーズ（精密射撃ステージでは、1発につき最大1分間の射撃時間が与えられる）または標的が正対したとき（速射ステージ）に撃たれなければならない。
- p. 311 8.7.5.2.4.1 1個の標的または5個の標的からなる1グループの標的（25mラピッドファイアピストル）が故障した場合、射手を同じ射群または必要なら後の射群の射座に移動させることができる。問題が解決した後、上記のルールに従って次のシリーズが開始される前には、試射シリーズと1分間の中断時間が与えられる。

8.11 索引

- p. 318 23行目後 <挿入>
最終行後 <挿入>
- p. 319 25行目 銃身ーピストル規格一覧表参照 8.4.1.3
- p. 320 18行目 ピストル種目：ピストル種目一覧表参照 8.6.2
33行目 妨害ー申告が正当と認められない場合 8.6.7.2.2.4

- 8.7 **故障**
種目での規定のない限り、1回の故障（許容できるものであれ許容できないものであれ）のみが許される。
- 8.7.4.3.1.4 薬莢が排出されない場合。ケースキャッチャーが使用されていても、当項は適用される。
- 8.7.4.5.2.2.2 完射シリーズの弾はただちに次のシリーズ（精密射撃ステージでは、1発につき最大1分間の射撃時間が与えられる）に、または最初に標的が正対したとき（速射ステージ）から撃たれなければならない。
- 8.7.5.2.4.1 1個の標的または5個の標的からなる1グループの標的（25mラピッドファイアピストル）が故障した場合、射手を同じ射群または必要なら後の射群の射座に移動させる。問題が解決した後、上記のルールに従って次のシリーズが開始される前には、試射シリーズと1分間の中断時間が与えられる。

- READYポジションー図 8.6.1.3
減点ー妨害ー申告が正当と認められない場合 8.6.7.2
銃身ーピストル規格一覧表参照 8.4.1.2
ピストル種目：ピストル種目一覧表参照 8.8
妨害ー申告が正当と認められない場合 8.6.7.2